

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
八女市	星野地区(星野集落)	令和3年3月12日	令和5年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	711 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	398 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	143 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	65 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	46 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	37 ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の耕地面積711haに対し、70才以上の耕地面積が143haあり、面積の2割以上を占めている。また、70才以上の経営面積の111haが後継者が未定か不明であり、中心経営体への集積が必要になってくる。 ・中心経営体への集積にあたっては、基盤整備等を今後も推進する必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>経営縮小や後継者無しの農家の意向を適時に把握し、今後も認定農業者、認定新規就農者への集積を図る。また、耕作条件に応じた作物の作付により、効果的な農地の利用に努める。</p>

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

現在星野地区においては、ほ場整備3箇所、農道整備11路線、用排水路改修17箇所など生産基盤の整備を行っている。令和6年度までの整備計画であり、早期の完了により、農作業の効率化、生産性の向上に努める。

中山間地域等直接支払制度や県単・市単補助事業に実施により、中心経営体、集落の農業者、土地の所有者一体となって農地、農業用施設の保全に取り組む。

集落営農については、機械の共同利用による農作業の受委託ができる環境を整備する。